

独立行政法人日本学術振興会
令和4年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学
強化促進事業）に関する報告書及び
同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人日本学術振興会 令和4年度特定公募型研究開発業務 （地域中核・特色ある研究大学 強化促進事業）に関する報告書及び 同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会令和4年度特定公募型研究開発業務

（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人日本学術振興会令和4年度特定公募型研究開発業務

（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書に付する

文部科学大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

令和4年度特定公募型研究開発業務
(地域中核・特色ある研究大学強化促進
事業) に関する報告書

令和5年9月29日
独立行政法人日本学術振興会

目 次

I.	令和4年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書	5
II.	参考資料	11
資料1	地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）	
資料2	独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程（令和5年3月24日規程第4号）	
資料3	地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程（令和5年3月31日規程第11号）	
資料4	独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項（平成21年11月27日理事長裁定）	
資料5	参照条文	

I. 令和4年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）
に関する報告書

**令和4年度特定公募型研究開発業務
(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業) について**

1. 特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)について

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、第4期中期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進すると定められたことを受け、令和5年3月27日に、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱(令和5年3月15日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)(資料1)に基づき、「地域中核研究大学等強化促進基金」(以下「基金」という。)を造成し、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」(以下「事業」という。)の公募、審査、評価、進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行う。

2. 基金の造成について

交付要綱(資料1)に基づき、令和5年3月27日に文部科学省から振興会に対して地域中核研究大学等強化促進基金補助金1,498億3,612万5,000円が交付された。また、独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程(令和5年3月24日規程第4号。以下「基金設置規程」という。)(資料2)に基づき、その全額をもって基金を造成した。

3. 基金に係る公募及び審査について

事業の効果的な運用を目指し、文部科学省と定期的に協議を行うとともに、令和5年度からの事業公募に向け、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程(令和5年3月31日規程第11号。以下「委員会規程」という。)(資料3)を定め、公募、審査、評価、進捗管理等の実施体制を整備した。

4. 助成金の交付状況について

採択年度	件数	交付決定額	令和4年度 助成金交付額
令和4年度	-	-	-
計	-	-	-

5. 基金の管理体制等について

特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、令和5年1月1日付けで経営企画部に大学経営支援課を設置し、体制・関係規程等の整備を行った。

基金の運用については、独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項（平成21年11月27日理事長裁定）（資料4）を改正し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保や収益性の向上を原則とした取扱いを定めた。

<基金の経理状況>

（単位：円）

年 度		令和4年度
地域中核研究大学等強化促進基金補助金受入額		149,836,125,000
地域中核研究大学等強化促進基金執行額（a-b）		619,056
支 出	助成総額	—
	管理費	639,581
	小計(a)	639,581
収 入	利息	20,525
	雑収入 ※	—
	小計(b)	20,525
地域中核研究大学強化促進基金残額		149,835,505,944
うち国費相当額		149,835,505,944

※雑収入は、過年度に交付した助成金の返還金、加算金、返還金及び加算金の支払期限遅延による延滞金である。

6. 保有割合について

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

（令和4年度末基金残高）÷（令和5年度以降業務に必要となる額）

7. 基金による助成事業の目標に対する達成状況について

本事業においては、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目標としている。

令和4年度は、事業について国の定めた制度・方針に従い、公募、審査、評価、進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行うため、組織規程を改正し、令和5年1月1日付けで経営企画部に大学経営支援課を設置

した。事業の効果的な運用を目指し、文部科学省と定期的に協議を行うとともに、令和5年度からの事業公募に向け、委員会規程（資料3）を定め、公募、審査、評価、進捗管理等の実施体制を整備した。

また、基金設置規程（資料2）等の関係規程を整備し、基金の適切な管理・運用体制を構築した。

以上のことから、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言える。

II. 參考資料

地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱

令和5年3月15日

文部科学大臣決定

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。以下「法」という。)第18条の2第2項の規定に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に、地域中核・特色ある研究大学が、その強み・特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速により研究力強化を図る取組に対する助成(以下「助成事業」という。)及びこれに附帯する業務を実施するための基金(以下「基金」という。)を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、振興会が基金の造成を行う事業(以下「事業」という。)に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

(申請手続)

第5条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を文部科学大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条及び第8条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式2による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

2 前条及び第8条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 振興会は、助成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金の額
- ③ 上記②のうち国費相当額
- ④ 助成事業の概要
- ⑤ 助成事業の目標
- ⑥ 助成事業の採択に当たっての応募方法、応募期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

六 助成事業については、大臣が定める基本方針に基づいて行わなければならない。

七 振興会は、助成事業に係る審議を行うため、有識者からなる委員会を置くものとする。

八 大学からの振興会への申請その他この助成事業に関する細目は、振興会において定める取扱要領によるものとする。振興会は、取扱要領を定めるに当たっては、大臣に協議するものとする。

九 振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3第1項の規定に基づき、基金により行う業務（以下「業務」という。）の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

- ① 基金の額(年度末残高及び国費相当額)

- ② 業務に係る収入・支出及びその内訳
- ③ 助成事業の交付決定件数・交付決定額
- ④ 保有割合
- ⑤ 保有割合の算定根拠
- ⑥ 助成事業の目標に対する達成度

十 振興会は、助成事業業務で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施するとともに、その結果を大臣に報告し、大臣の指示を受けなければならない。

十一 振興会は、基金により行う助成に係る審査、評価及び分析等を行う事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

十二 振興会は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第 27 条の 2 第 2 項に基づき、基金に充てるものとする。

十三 基金の廃止後においても、振興会が基金による事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

十四 基金により行う業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

十五 取崩見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

十六 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（変更申請手続）

第 8 条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式 3 による変更交付申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

（調査及び報告等）

第 9 条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求めることができる。

（実績報告）

第 10 条 振興会は、事業が完了した日から 30 日を経過した日（事業の廃止の承認を受

けた場合には、廃止の承認があった日から 30 日を経過した日) 又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式 4 による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 12 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 振興会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

三 振興会が事業に関し不正、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情により、事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

第 13 条 振興会は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入

及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第14条 振興会は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第15条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、振興会が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は振興会に到達確認を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は令和5年3月15日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程

令和5年3月24日 規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 令和4年度一般会計補正予算（第2号）により交付される補助金により、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組に対する助成及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人日本学術振興会に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文科科学大臣決定）第2条に規定される助成事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の運用)

第4条 基金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項に定める方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行し、令和5年3月15日から適用する。

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程

令和5年3月31日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）第7条第七号の規定に基づき、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「事業」という。）の審査、評価及び進捗管理等に関する事項
- 二 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、有識者・学識経験者等から、理事長が任命する。

2 委員会は、必要に応じて調査審議のため、部会等を置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、原則1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(利害関係者の排除)

第5条 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、当該大学等の審査、評価及び進捗管理等に参画することが出来ないものとする。

- 一 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- 二 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- 三 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- 四 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- 五 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- 六 その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(守秘義務等)

第6条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。

二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。

三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員が第1項又は第2項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

5 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の有識者・学識経験者等に意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び
地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項

〔平成21年11月27日〕
理事長裁定
改正 平成22年6月30日
改正 平成23年4月28日
改正 平成25年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年3月31日
改正 令和5年3月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程(平成23年規程第26号)第5条、独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程(令和5年規程第4号)第5条に基づく学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金(以下「基金」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第2条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
 - (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

- 第3条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)第18条第3項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。
- 2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
 - 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。
- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

- 第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。
- 2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

- 第8条 運用責任者は、理事長とする。
- 2 運用業務は総務部長が行うものとし、この業務に係る事務は会計課長が行うものとする。

(基金の出納)

- 第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程(平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。)第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。
- 2 会計課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

- 第10条 出納主任及び会計課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。
- (1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。
 - (2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、総務部長は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 総務部長は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月24日から施行し、令和5年3月15日から適用する。

参照条文

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第一百五十九号）（抄）

（基金の設置等）

第十八条の二 振興会は、文部科学大臣が通則法第二十九条第一項に規定する

中期目標において第十五条各号に掲げる業務（第十九条第一項に規定する学術研究助成業務を除く。）のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、振興会に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年10月1日規程第1号）
（抄）

（特定公募型研究開発業務）

第32条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

- 2 前項に定める業務の実施に必要な事項については、別に定める。

独立行政法人日本学術振興会
令和4年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学
強化促進事業）に関する報告書
に付する文部科学大臣の意見

文部科学大臣意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の3第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会令和4年度特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

文 部 科 学 大 臣

令和4年度特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 独立行政法人日本学術振興会においては、文部科学省と定期的に協議を行い、令和5年度からの事業公募に向けて、体制・関係規則等の整備を行うなど、着実に事業を実施した。
2. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先にした運用を行った。

